

松山大学論集  
第三十卷第五十一号抜刷  
平成三十年十二月発行

フランス外交と日本をめぐる国際関係、一九四五―一九六四年

宮下雄一郎

# フランス外交と日本をめぐる国際関係、一九四五―一九六四年

宮 下 雄 一 郎

## はじめに

フランスと日本を関連付けて国際関係を論じるといっても、疑問がたくさん噴出するであろう。こうした議論にいかなる学問的な意義があるのかと。歴史の些末な断片に過ぎないのではないかと。

本稿が目指しているのは、フランスの対米関係、対英関係のような国際政治の構造レベルに影響を与えるような二国間関係を描くことではない。日本を題材として、フランスの国際政治の舞台での位置づけについて論じることである。それは次のような話だ。

第二次世界大戦を経たフランスと日本は、「両国とも再興を果たす必要があった。本稿の基軸となるのは「再興をめぐる政治」であり、一九四五年に戦争が終わり、両国をつなぎ合わせる「再興をめぐる政治」の節目となるのが一九六四年ということである。とはいえ、日本が敗れた枢軸陣営に属していたのに対し、フランスは

連合国防軍に所属していたわけで、そもそも同列で論じることなどできないというような批判が出てくる可能性もある。

だが、第二次世界大戦期のフランスの实情は、連合国に属していたと言いつけることができるほど単純なものではない。一九四〇年六月の段階でドイツに敗れ、本国政府がドイツとイタリアに屈服し、枢軸陣営との協力を選択する一方で、フランス国内の各地、そして特にロンドンで抵抗運動が立ち上げられ、反枢軸の旗を掲げたわけであり、実質的に統治機構は分裂していた。枢軸陣営との協力を選んだヴィシー政府と国外で抵抗運動を組織化した自由フランスである。よって、国家としてのフランスを国際政治の場で代表する統治機構の立場が不鮮明に映り、国際政治アクターとしての信頼を喪失したのである。そういった意味で、再興を果たす必要性があったのである。フランスは戦勝国として国際連合の安全保障理事会の常任理事国となった。しかし、その一方で植民地帝国は揺らぎ、それを維持できるかどうかについては不確定要素が大きかったのである。ようにするに、一九四〇年六月より脱植民地化への道が切り拓かれ、フランスの国際政治アクターとしてのパワーの低下が急速に進んだのである。<sup>(1)</sup>

本稿では一九四五年から一九六四年のフランスが置かれた状況を背景に、その外交政策のなかで、同じく再興を課題とした日本がどのように登場するかを論じ、あるいは対日政策を論じる。日本が占領下に置かれていた時期が含まれていることから、日仏関係ではなく、日本をめぐる国際関係を論じると表現した方が実態を反映している。そして、その国際関係が東アジアにとどまらない点に本テーマの特徴がある。フランスと日本との関わりという、一見すると些細なテーマが実際には世界史的な広がりを持っているのだ。<sup>(2)</sup>

## 一 早すぎる敗戦

枢軸陣営との協力を選んだヴィシー政府の凋落後、主導権を握ったド・ゴール (Charles de Gaulle) 将軍が率いる抵抗運動の「フランス」の主要な敵はドイツであった。イタリアはすでに一九四三年九月に無条件降伏を受け入れ、対独戦に加わっていた。そのドイツが一九四五年五月八日、無条件降伏によって戦争を離脱した。フランスはこれで満足したかという点、そのようなことはなかった。むしろ、ドイツの敗北はフランスの国土の解放に加え、主要な敵が打倒されたことを意味した。だが、日本が依然として枢軸国として残っていたのだ。一九四五年三月に開始された明号作戦によってインドシナを武力処理して居座った日本軍を駆逐する必要があったことに加え、対日戦に積極的に参加し、フランスのアジアでの実際的な戦果を出す必要があったのである。ドイツの降伏から一週間後の五月一日、ド・ゴールはアメリカのトルーマン (Harry S. Truman) 大統領に宛てて、フランスが早期に日本打倒のための実戦に参加したい旨を伝えた。<sup>(3)</sup>

そのため、フランスは極東派遣軍の編成を急いだ。日本軍との激しい戦闘が予想されるなか、ド・ゴールは、すでに「砲火の洗礼」を受けた兵士を前線に配置すること、すなわち初陣を飾り、インドシナ半島の気候に耐えることのできる屈強な兵士を配置するよう命じた。その対象になったのが北アフリカ出身の兵士、なかでもモロッコ出身の兵士であった。<sup>(4)</sup>

だが、時すでに遅しであった。八月一日、日本の無条件降伏が間近に迫り、ド・ゴールはインドシナ高等弁務官に任命されたティエリー・ダルジャンリュウ (Georges Thierry d'Armenieu) 提督と派遣軍の最高司令官に任命されたルクレール (Philippe de Hautecloque [Leclerc]) 将軍を早急に航空機で現地に急行させるよう空

軍大臣に要請した。<sup>(5)</sup>日本の敗戦に備えた迅速な対応のように見えるが、見方を変えれば、この段階になってもまだ派遣軍とその責任者が現地に向かっていたいなかったことを意味する。

ルクレールを先に急行させ、高等弁務官の代理を務めさせたものの、フランスにとっては事態の展開が早すぎた。当然のことながら、日本はフランスの思惑などお構いなしに降伏した。フランスとしては、インドシナの植民地を拠点としたアジアのパワーとして再興するため、対日戦に参加したかったのだが、それが叶わなくなったのである。それゆえ、ド・ゴールは表向き、日本の敗戦を喜び、祝福のメッセージをトルーマンや蔣介石に送りつつも、内心では心が落ち着かなかったと想像される。<sup>(6)</sup>というのも、あるフランス陸軍の軍人は、日本の早すぎる終戦をむしろ嘆き、戦後フランスに深刻な影響を及ぼすとルクレール宛ての手紙のなかで憂慮したからである。<sup>(7)</sup>

「戦後フランスへの深刻な影響」はアジアをめぐるパワーゲームのなかで、フランスが弱い立場に置かれることに対する懸念から生じたものである。そして、それを裏付けるような出来事がこのあと続くことになった。一九四五年一二月のモスクワ外相会談を受け、翌年の二月二六日、対日戦占領政策の最高決定機関として極東委員会が発足したが、アメリカ、イギリス、ソ連、そして中国の四か国が拒否権を有していたのに対し、フランスはその権利を付与されなかったのである。それは「五大国」による大國間協調体制を戦後国際秩序の柱に据えることを理想としていたフランスにとって衝撃的なことであった。

それだけではない。一九四六年初頭、フランスは占領下の日本に代表団を送った。つまり、当時の日本にはまだヴィシー政府に任命された大使をはじめとする外交代表団がいたため、彼らに代わる代表とその随行を派遣したのだ。しかし、ヴィシー政府系の外交官の方が厚遇されるという状況に直面したのである。戦時中の「フランス」の統治機構をめぐる問題は決着がついたはずであったが、日本ではこそそう簡単に運ばなかつ

たのである。連合国最高司令官総司令部 (General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers, GHQ/SCAP) は、戦時中のインドシナでの「日仏協力」を批判し、あるいは一九四七年九月に入ると、国務省は、フランスの駐米大使館に対し、日本とフランスの開戦日について問い合わせてきたのである。ヴィシー政府の正統性を否定する当時のフランス第四共和制の政府としては、開戦日は「一九四二年二月八日」以外になかった。しかし、アメリカからしてみれば、一九四一年当時の自由フランスが「フランス」を代表していたとは思えないと考えていたことを裏付ける問い合わせである。<sup>(8)</sup>

このようにフランスは第二次世界大戦期の正統性をめぐる混乱を引きずったままアジアでのプレゼンス再興をめぐる政治に取り組まなければならなかったのだ。フランスにとって、日本をめぐる政治とは、アジアにおける自国のプレゼンスを回復する政治の一環に他ならなかったのである。ところが、太平洋戦争で日本と戦ったアメリカからしてみれば、フランスの貢献は皆無に等しかった。フランスのアジアでのプレゼンスなど「笑止千万」と考えていたのだ。

## 二 賠償をめぐる政治

占領下に置かれた日本にとって国際社会への復帰は悲願であった。外交権を停止されつつも存続していた日本の外務省は、早くから講和条約に関する独自の検討をはじめ、再興に向けて動き始めていた。<sup>(9)</sup> その一方で、占領開始時のGHQ/SCAPにとって、日本の再興は二の次の問題であった。侵略されたアジア諸国の生活水準を上回らないことを前提として日本経済の再建を目論むなど、まずは日本にとって峻烈な占領政策が控えていたのである。<sup>(10)</sup>

こうしたGHQ／SCAPの立場はフランスの思惑と一致した。フランスは軍事的にも、経済的にも「弱い日本」としての再建を歓迎したのである。それゆえ、日本の弱体化を前提に対日政策に取り組んだ。あまり注目されることのない、占領下日本に対するフランスの政策であるが、それを見ることによって、日本を含めた対アジア政策、さらには世界を視野に入れた政策が見えてくる。フランスのこうした姿勢は一貫しており、賠償と講和という二つの問題をとおして鮮明に見えてくるのだ。

その姿勢は、フランスの国際秩序観を反映したものであった。日本をどうするかという問題は、アジアをどうするかのみならず、ヨーロッパをどうするかという問題とも無縁ではなく、世界レベルの秩序像を踏まえたいでの課題ととらえられていたのである。フランスの外務省の面々をはじめとする同国の政治エリートの多くは勢力均衡の発想に基づく大國間協調体制を理想とし、そうした理想を体現する国際秩序の誕生を望んでいた。それは現実がそうした協調体制とは異なり、米ソの二極体制へと向かい、フランスが、強大な勢力を誇るアメリカを軸とした西側陣営に組み込まれていくことが避けがたい状況となったことと連動していた。つまり、フランスは共産主義の国際的な拡散を脅威とみならず点でアメリカの立場を共有しつつも、ソ連との対立を構造化させる冷戦の到来には戸惑っていたのだ。こうした文脈を踏まえたいうで日本の帰趨に対する姿勢を考える必要がある。フランスの目指す大國間協調体制のなかに日本は大國としては存在しなかったのである。その一方で、ソ連とその共産主義を脅威ととらえ、イデオロギーを拒絶しつつも、国際政治アクターとしての「ロシア」を敵視する姿勢を固定化させるような「冷戦の論理」には反発していたのだ。フランスの政治エリートは、米ソ対立が激化していくことを理解しながらも、独自の国際秩序構想を現実化できないかどうか探っていたといえよう。

賠償と講和の両問題をとおして終戦直後のフランスは占領下の日本と政治的に関わっていったわけだが、ま

ずは賠償が課題となった。フランスが賠償にこだわった背景には自国とその植民地帝国の復興並びに近代化計画があった。「ヨーロッパ統合の父」と呼ばれることになるモネ (Jean Monnet) を長官とする計画庁が一九四六年の初頭に創設された。そして「モネ・プラン」と呼ばれる近代化計画が立案され、実施されるようになったのである。その実現のためには膨大な資金のみならず資材が必要であった。そこで目をつけられたのが日本からの現物賠償であった。賠償金ではなく、解体された工場やそこでの設備を提供することで賠償とすることになっていたのである。

第四共和制憲法で「フランス連合 (Union française)<sup>(11)</sup>」と呼称されるようになった植民地帝国にとって、日本の相対的に優れた工業製品は魅力的であった。フランスの各省がこぞって日本から「戦利品」を得ようと物色した。地理的に運搬しやすいインドシナのみならず、ニューカレドニア、北アフリカ、さらにはフランス本国にまで範囲を広げ、有用な設備がないか検討が重ねられていた。鉄道の軌道、アルミニウムなどの製造工場、魚の加工工場、その他の工作機械にはじまり、インドシナ戦争が激化するに伴い、フランスの軍部は日本の旧軍の設備に関心を抱くようになった。パリに設置された被害と賠償に関する諮問委員会 (Commission consultative des dommages et des réparations) での議論をみると、日本から文字通り搾取することで一致しており、問題は現物の中身であった。軍人は兵器を欲し、非軍人は病院設備の必要性など民需関連の設備が必要であると訴えたのである。

それだけではなく、日本から現物賠償をとることによってその産業基盤を弱体化させ、インドシナを日本に代わるアジアの工業生産地として育成できるのではないかというような議論までなされた。<sup>(12)</sup> 戦勝国のなかでは、ソ連が終戦後、東ドイツから生産施設の撤去を行い、実質的な「搾取」を行っていたことが知られている。<sup>(13)</sup> フランスも同じようなことを、日本を利用して実施しようとしていたといえよう。

ところが、フランスの以上のような思惑は根底から覆されるようになった。占領を実質的に担ったアメリカの主要な敵はソ連とその土台をなす共産主義の思想となっていた。一九四七年三月のトルーマン・ドクトリンの発表に続き、同年の夏には対日政策の再検討が行われるようになり、一九四八年の秋には日本の民主化、非軍事化から共産主義の秋波に耐えられるだけの経済力を持つ国家とすることに目標が変わったのである。<sup>(14)</sup>

だが、アメリカが対日姿勢を変えたからといって、他の国家も追随するというわけではなかった。その代表例がフランスである。冷戦の構造化が進み、国際環境が変化しつつも、復興と近代化を目標とするフランスの方針に変化はなかったのである。日本を西側に組み込むことに対する熱意は共有しておらず、むしろ再興した場合、インドシナに対する軍事的脅威になる可能性もあり、潜在的な敵国になり得るといふ認識の方が強かった。

つまり第二次世界大戦の終焉後、アメリカが早くも「冷戦の論理」で国際政治を俯瞰するようになったのに対し、フランスは依然として一九三九年から一九四五年までを規定した「第二次世界大戦の論理」で外交を展開していたのである。とはいえ、フランス政府が陣営を変えようとしていたわけでは毛頭ない。復興と近代化のためにアメリカの資金が必要であったことも理解しており、そのためのマーシャル・プランであった。そもそも、モネ・プランの実現もアメリカの資金導入なしでは厳しいものであった。<sup>(15)</sup> フランスの日本からの現物賠償を利用しようとする近代化計画はこうして早々と行き詰まったのである。

### 三 講和をめぐる政治

では、フランスが日本からの現物賠償をあきらめたのかというと、そうではなかった。占領政策の転換に舵

を切ったアメリカは、国際社会への日本の早期復帰を後押しするようになり、対日講和条約の締結を目指すようになった。国際社会への復帰といっても、その実態は西側に加入させ、共産主義陣営との闘争の前線の一角を担わせることが主要な目的であった。西側に加わるということは、ソ連と対峙することであり、軍事的にも経済的にも復興する必要があったことを意味する。

こうしたアメリカの方針はフランスにとって不都合であった。理由は二つあった。第一に、やはり日本が脅威として認識されており、復興すれば経済的な脅威になるのみならず軍事的な脅威になる可能性もあったからである。前述のように、放棄するつもりはなかったインドシナに対する脅威であったということだ。第二に、日本の再軍備が実施される場合、それがヨーロッパの国際情勢にも影響を及ぼすと考えられたからである。日本の再軍備問題には二つの側面があった。一つは、日本のケースが先例となり、フランスが恐れていたドイツ再軍備もなし崩し的に実施されることである。「日本問題」と「ドイツ問題」が同じ国際政治の文脈で考察されていたことがうかがえる。第二に、ソ連との対立の激化を避けたいと考えていたからである。占領下の日本がアメリカに取り込まれていた以上、その状態で日本が国際社会に復帰することはソ連の利益にかなわないことであった。フランスとしては、日本のためにソ連との関係悪化に巻き込まれることは避けられたのである。ヨーロッパにおける緊張の緩和を追求し、そのためには、すでに現実的な脅威であったソ連との関係悪化を防ぐことを優先したいという思惑であった。それは一九五〇年六月に勃発した朝鮮戦争を経ても変わることがなかった。共産主義の脅威を現実のものとしつつも、ソ連との軍事衝突は是非とも避けたかったのである。

占領下日本をめぐる問題で、フランスはモスクワ外相会議で定まった路線を崩したかった。この会議から誕生した極東委員会は実質的な役割を果たすことはなかった。結局、GHQ/SCAPが日本の占領政策を牛

耳つたからである。だが、フランスは、五大国という枠組みにこだわった。地球上のいかなる場所の出来事であろうと大国としての地位を守るために必要であれば関与したかったのである。そのようなわけで、一九四七年二月一日、時の外相であるビドー（Georges Bidault）は、対日講和条約の草案作成に関し、最初からフランスを参加させるよう記者会見の場で要求したのである。アメリカがこの要請を聞き入れることを期待していたのかもしれないが、そうはならなかったのが現実である。その一方で、イギリスは一九四九年以降、アメリカと共同で草案を作成していくことに成功する。これは対日講和の案件を抱えていたフランス外務省にとって少なからず不愉快なことであつたに違いない。というのも、フランスはこの問題でイギリスとの「共同戦線」の構築を目指した節があるからだ。

一九五〇年九月二一日、アメリカは、極東委員会の構成国に宛てて準備していた講和七原則をフランス側に渡した。これは、講和条約の骨子となるべき事項を七つ列記した文書であつた。そこには賠償請求権の放棄が明記されていた一方で、日本の再軍備禁止条項が含まれていなかった。これが講和七原則を受け取ったフランス外務省アジア・オセアニア局のバヤンス（Jacques Baeyens）局長の反応である。書いてほしくないことが書いてある一方で、書いてほしいことが書かれていないという、フランスにとって極めて都合の悪い文書でしかなかった。

この講和七原則を、外務省をはじめとした関係省庁で検討することとなり、翌年の二月一七日、省庁間会議が開催された。外務省のアジア・オセアニア局、経済・金融問題局のほか、国防省、経済・財政問題省、海外領土省、そしてフランスが講和条約の調印国にしようとする模索していたラオス、ベトナム、カンボジアに関連した政策を扱う協同国家担当省などが参加した。各々の管轄分野の立場から利益を踏まえた反応を示したが、共通していたのは日本の再興に否定的であるということだ。本稿でもたびたび指摘した現物賠償の履行に相変わ

らず固執し、日本が保有できる軍事力に大幅な制限を設けることなど、それまでのフランスの主張だけでなく、新南群島（南沙諸島）、西沙諸島について日本が領有権を主張しないと明記すること、最恵国待遇を付与しないこと、戦争犯罪人の処罰の徹底など、日本の国際社会復帰を後押しするというには程遠い内容の要求をアメリカに行う予定であることが色濃く出ていた。ようするに、「冷戦の論理」ではなく、「第二次世界大戦の論理」で日本をめぐる問題について考えていたのである。

省庁間会議から間もない三月二十七日、前年の四月以降、国務長官の顧問として対日講和問題を担当するようになっていたダレス（John Foster Dulles）がフランスのボネ（Henri Bonnet）駐米大使に対日講和条約の草案を手渡した。それを受け、五月四日、二回目となる省庁間会議が開催されたが、賠償させることを追求し、日本に個別的・集团的を問わず、自衛権を付与することになっている点などに反発し、前回の会議同様、寛大な講和構想に対する批判が集中した。

米仏双方の日本の処遇をめぐる見解の対立は、一九五一年六月のダレスのフランスも含めた訪欧によって頂点に達した。ダレスの来仏を控え、フランス外務省は、イギリスと歩調を合わせ、自らの要求を通そうと試みた。というのも、イギリスも当初はフランスと同じく、日本に決して寛容な講和を求めていたわけではなかったからだ。前述のように、フランスの方では英仏の「共同戦線」を構築したいと考えていたのだ。だが結局、イギリスは冷めた対応を行った。アメリカの敷いた路線から逸脱すべきではないとフランスを諭したのである。講和条約の草案作成にイギリスも携わったことを踏まえれば当然の反応であった。講和条約案の内容を否定することは、自らの外交を否定することでもあったからである。

こうしてフランスの外務省は孤軍奮闘を余儀なくされた。ダレスはパリの前にロンドンを訪問し、同地のフランスのマシグリ（Rene Massigli）駐英大使と会談した。その場でマシグリは、講和条約締結の延期を提案し

たのである。自国の意見が通らないのならば、その実現に向けて、引き続き交渉を行う必要があるということであった。だが、ダレスはまったく取り合わず、マシグリの要請に激しく反発した。太平洋戦争で日本と激戦を繰り広げたのがアメリカであることを強調したうえで、フランスがいかに何の役にも立たなかったのかを示唆したのである。ダレスは、米仏関係の破綻と同盟国としての日本の喪失との間で選択を迫られた場合、前者を選ぶとまで述べた。

フランスにとってまったく展望が開けないなか、ダレスはパリに移動した。六月一日、外務省でフランス側から事務次官、国連大使、アジア・オセアニア局長など、関連部署の責任者が出席し、ダレスと対峙した。フランス側は、はっきりと日本が再び軍事的脅威になり得ると指摘し、自衛権保有を認める条項があることを問題視し、ドイツ再軍備の先例となり、ヨーロッパの安定に影響を及ぼす可能性があることを暗に示した。だが、ダレスは、マシグリとの会談の時と同様、まったく取り合わず、シューマン・プランの例を持ち出してフランスを説得しようとした。シューマン・プランとは、一九五〇年五月九日に発表された独仏など西ヨーロッパの石炭・鉄鋼という戦争に必要な資源を共同管理下に置くことを提唱した計画であり、翌年の欧州石炭鉄鋼共同体 (European Coal and Steel Community, E C S C) 条約の調印に漕ぎつける契機となった。ようするに、ダレスは、フランスが軍事力の源となる資源を共同管理下に置き、ドイツが軍事的脅威となることを封じ込めよう、日本も予定されている太平洋の安全保障枠組みに組み込むことによってその脅威を軽減するという趣旨のことを述べたのである。E C S C の事例を引き合いに出されてもフランス側は納得しなかったものの、拒否するという選択肢がないことも知っていた。

日本への懲罰を前提とする現物賠償を受け取るとは夢のまた夢となっていた。そのうえ、フランスはソ連が強硬に講和条約の締結に反発していたことも知っていた。フランスは前述のようにソ連との緊張緩和を望ん

でいたのであり、この点でも講和条約の締結によって冷戦が激化するのではないかという懸念を抱いていた。結局、フランスの要求で実現したのは、新南群島（南沙諸島）、西沙諸島の領有権を日本が要求しないこと、ベトナム、ラオス、カンボジアを講和条約の調印式に参加させることなどにとどまり、一九五一年九月に調印されるサンフランシスコ講和条約をめぐる政治のなかで実現できたことは小さかった。

一九四〇年六月に独伊両国に敗北して以降、一九四五年を戦勝国として終えつつも、フランスの目的は、世界における主要なパワーとして再興することであった。日本からの現物賠償をめぐる問題、そして講和条約の締結をめぐる問題は、フランスにとつて、国益に沿い、パワーを増強させるための案件であり、その実現のための足掛かりとする予定であった。そして日本の再興に明確に否定的であった点は見逃せない。だが、実際のフランスは、自国が世界的パワーには程遠い状況に陥ったという現実を突き付けられただけであった。<sup>(16)</sup>

#### 四 日本の国際社会復帰とフランス

フランスのアジアにおけるパワーとしての凋落を象徴するのは一九五四年のデイエンビエンフーの戦いでの敗北である。たしかにこの敗北によって、フランスはインドシナ半島からの撤退が決定的となり、それに代わるかのようにアメリカがベトナム戦争を遂行することとなる。だが、本稿では、インドシナでつまずく以前、対日講和をめぐる政治に関与できず、サンフランシスコ講和条約に調印した段階で、フランスが自国の弱体化を認識したことを論じてきた。ここでは、本稿の問題提起である戦後フランスと日本とのその後の関わりについて、政治と外交の面に軸を据えながら論じていきたい。

戦後フランスと日本との外交関係は、第二次世界大戦の後遺症が残るなかで展開してきた。戦時期のフラン

スの統治機構の問題にはじまり、賠償、講和など、日仏双方に戦争の傷跡が残っており、それが占領期の両国の関わりにも影響を及ぼした。そして講和条約が発効し、日本とフランスとの間の外交関係が復旧した一九五二年四月以降も、この構図は残ったのである。

そのことを裏付けるかのように、国際社会復帰への足掛かりの一つとして関税及び貿易に関する一般協定 (General Agreement on Tariffs and Trade, G A T T) に一九五五年に加入した日本に対し、フランスは G A T T 三五条を援用し、日本と「G A T T 関係」に入ることを拒んだのである。つまり、加入は認めたものの、G A T T の要である最恵国待遇などの適用を留保するという経済的な差別を適用したのである。これは日本にとって同じ自由主義陣営の一角から不当な扱いを受けていることを意味し、是非とも撤回させなければならない課題であった。G A T T 三五条を援用していたのはフランスだけではなく、イギリスやベネルクス三国 (ベルギー・オランダ・ルクセンブルク) もそうである。そこには日本の国際社会復帰がフランスの国益に叶うのかどうかという合理的な判断のみならず、戦争があったからこそ生じた経済的な差別もあつた。<sup>(17)</sup>

フランスからしてみれば、日本の経済復興というのは貿易上の競争相手が再生することを意味したのである。とりわけ戦前から日本を自国産業の脅威としてとらえ続けてきたのがフランスの綿業である。占領期も、インドシナへの日本の綿布の輸出をフランスの外務省が許可するという話を、協同国家担当省やフランスの綿業の業界団体が聞き、反発した。フランス国内の産業にとってもインドシナは重要な市場であり、日本の参入によって販路を圧迫されかねないと危機感を抱いたのである。<sup>(19)</sup>

こうしたフランス国内の反応はその後も変わらなかつた。フランスは一九五五年の日本の G A T T 加入に最終的に反対はしなかつた。だが、前述のように三五条を援用し、最恵国待遇を付与しないことで実質的に G A T T の恩恵を享受できない状況に追い込んだのである。日本とフランスとの間の貿易額は大きなものではなく、

イギリスの五分の程度であった。<sup>(20)</sup>だが、日本にとっては何よりも三五条を適用されているという、他の自由主義陣営の諸国と比べた場合の差別が問題であったのだ。

とはいえフランス側では、日本に厳しい態度をとり続けることに対するリスクも考えられるようになった。日本からしてみれば、三五条を援用されることは、自由主義陣営の「一人前の国家」として認めてもらえないことを意味したのである。講和条約によって国際社会復帰への糸口をつかんだ日本は、実質的な復帰を追求するようになった。ところが日本は貿易上で不利を被っていたのである。

一九五四年、アメリカのアイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) 大統領は、日本を差別したままであると、共産主義国家に転じる危機があると警告を発していたのである。<sup>(21)</sup>一九五九年から一九六〇年の安保闘争を目的に当たりにしたアメリカは、これが共産主義運動の一環であり、場合によっては日本が同陣営に取り込まれる可能性を危惧したのである。徐々に国際的な文脈よりも国内の政治文脈で起きた運動であることをアメリカも察知したが、それでも共産主義につけこまれる可能性は排除できなかった。<sup>(22)</sup>

フランス側でも同じような分析がなされた。一九五五年二月、かつて占領下の日本で現物賠償問題を担当するため駐日代表部にいた人物は、日本に対する経済差別によってナシヨナリズムが勃興し、それが共産主義陣営へと走らせる危険性があることを外務省の経済問題を扱う担当者宛ての手紙のなかで指摘していた。<sup>(23)</sup>フランス国内では、繊維業界の団体が強硬な態度をとり続け、日本の競争力を抑制するよう圧力をかけ続けていた。ところが、日本がどうであろうと、フランスの綿業はかつての勢いを失い、斜陽産業となっていたのである。つまり、日本からの綿製品の流入がどうであろうとフランスの業界の帰趨にはそれほど関係ないというわけだ。

フランス側でもそのことを知り、日本との貿易活動を活性化させることの必要性を説いた人物がいた。一九五九年に東京に着任したダリダン (Jean Dardan) 駐日大使である。そもそもフランスで普及している、綿業

などを軸とする「軽工業の日本」というイメージが間違いであり、重工業を主体とした国家として成長を遂げていることを本国の電文のなかで説明したのである。そして一九六一年三月、ダリダンも本国宛ての電文のなかで、「もし日本がアメリカとの貿易で行き詰まり、ヨーロッパの市場も閉ざされるようなことになれば、その時は必要に迫られ、イデオロギー転換を行い、自由主義陣営を去るかもしれない」というような悲観的な予測を立てたのである。日本の共産主義陣営への「寝返り」を危惧したので。実際に日本が陣営を変えるような国内情勢にあつたかといえ、そういうことはないであろう。しかし、安保闘争から間もないこともあり、依然としてそのような危機感を抱く政治エリートがフランスにもいたということだ。

フランスの繊維業界は相も変わらず圧力をかけ続けたが、政府の方はそうした業界の意向を汲んでばかりもいられなくなった。ベネルクスの三か国が三五条を援用しなくなり、イギリスも経済的な理由から一九六二年一月、日英通商航海条約の調印により三五条の援用を撤回することとなった。<sup>(24)</sup>そして、一九六三年五月に日仏通商協定が調印され、翌年の一月に発効することによって、ついにフランスも三五条の援用を撤回することになったのである。この協定の意義は経済的である以上に政治的なものであつた。東アジア、とりわけ日本に精通していたフランス人のジャーナリストであるギラン (Robert Guillain) は、これによって日本は「後進国から工業大国」になる一方で、他の発展途上国と日本との間の距離は広がつたと論じた。そして「日本は我々により近い存在となつた。日本は仲間となつたのである」と論じた。このことは、GATT三五条を援用していたフランスが、日本を「仲間」とは考えていなかったことを意味する。だからこそ、戦後史のなかでの日仏通商協定の政治的意義といふのは大きいのだ。<sup>(25)</sup>

## おわりに

一九四五年から一九六四年までのフランスの日本との関わりを見ていくと、「空振り」の連続であったといえよう。フランスは日本に対し峻厳な政策を適用しようとしつつも、結局は行き詰まり、それを諦めざるを得なくなるといふ事例が多かった。むしろ、これに尽きるわけではないが、賠償、講和、そして日本のGATTでの待遇という日仏双方が重要視した案件を見ていくと、いずれもフランスが期待していた結果とは異なる内容を含んでいた。そう考えると、やはり「空振り」の歴史、あるいは「空回り」をした外交という表現を用いるのが最も分かりやすいのではなからうか。

「空振り」で終わった理由は、次のように説明できる。フランスは西側陣営に属していたが、その陣営の主導国であるアメリカは「冷戦の論理」で外交を展開していた。そうした冷戦の流れに乗りつつも、フランスはドイツや日本への強い警戒の念に基づき外交を展開する「第二次世界大戦の論理」を捨てきれずにいたのである。

では、なぜ「第二次世界大戦の論理」を捨てなかったのか。本稿で見てきたように、フランスも共産主義を国是とする勢力を脅威と認識していたのである。ただ冷戦を構造化させ、その構造を維持することに対しフランスは躊躇していた。そうした立場とは裏腹に日本は、自国の国際社会復帰を後押しするために西側陣営の一員であり、同じ陣営としてその再興を後押しするというアメリカがお膳立てした環境を都合のよいものにとらえていたのである。この点は戦勝国であるフランスと敗戦国である日本との決定的な違いであった。

ようするに、一九四〇年六月に敗北し、戦後もその記憶につきまといわれ、再興を必要としたフランスであっ

たが、敗戦国日本の再興とはその意味する内容が異なっていたのである。フランスは、冷戦構造に付随する米ソの二極構造ではなく、多極構造を基盤とする大國間協調体制を理想としていたのだ。いわば、米ソだけではなく、フランスが存在感を維持できる国際秩序の実現に少しでも近づくことを望んでいたのであり、理想的な国際秩序の構築とそのなかでの主要大國としての再興を希求したのである。それは「冷戦の論理」に基づく外交では実現が難しい一方で、第二次世界大戦期の連合國陣營の大國間協調体制を維持することによって実現する方が容易であったのだ。日本もそうした文脈のなかで登場したのである。

とはいえ、戦争の影を引きずったフランスにおける日本のイメージも徐々に変化していくことになった。国際関係史のうえであまり注目されることのない日仏通商協定であるが、フランスで日本を戦争の記憶のなかで扱おうとする視点は、この協定の発効した一九六四年を契機に、徐々に薄らいでいったように思われる。たとえば、第五共和制の初代大統領となっていたド・ゴールは、一九六五年七月、訪仏した通商産業大臣の三木武夫に対し、アジアにおいて、米中二か国だけで均衡が行われるのではなく、日本もそうしたパワーゲームに加入することを推奨したのである。<sup>(26)</sup> このド・ゴールの発言には、少なくとも日本を軍事的脅威とみなす視点はまったくない。

(1) 第二次世界大戦期のフランスについては、次の文献を参照のこと。宮下雄一郎『フランス再興と国際秩序の構想―第二次世界大戦期の政治と外交』（勁草書房、二〇一六年）。

(2) 本稿は、筆者が二〇一二年にパリ政治学院大学院に提出した学位論文に多くを依拠している。Yūchiro Miyashita, "La France face au retour du Japon sur la scène internationale, 1945-1963," thèse de doctorat en histoire sous la direction de Maurice Vaisse, professeur émérite à l'Institut d'Etudes Politiques de Paris, 6 avril 2012. その他、邦語では次の二つの拙稿も参照した。宮下雄一郎「フランスと東アジア、1945-1951年―『第二次世界大戦の論理』と『冷戦の論理』のはざま―」、細谷雄一編著

- 『戦後アジア・ヨーロッパ関係史―冷戦・脱植民地化・地域主義』（慶應義塾大学出版会、二〇一五年）、宮下雄一郎「戦後フランスと『日本問題』」創文』第五二九号（二〇〇九年六月）。
- (3) “Message à Harry Truman, à Washington, Paris, 15 mai 1945,” in Charles de Gaulle (Présentées par l’amiral Philippe de Gaulle et préfacés par Jean-Luc Barré), *Lettres. Notes et Carnets. 1942-mai 1958* (Paris : Robert Laffont, 2010), pp. 667-668.
- (4) “À André Philip, à Paris, Paris, 29 juin 1945,” in *ibid.*, pp. 681-682.
- (5) “À Paul Giacobbi, et al, Paris, 14 août 1945,” in *ibid.*, pp. 694-695.
- (6) “Télégrammes, à l’amiral Mounbatten, Paris, 16 août 1945 ; au maréchal Chiang Kai-shek, à Tchoung-King, Paris, 16 août 1945, à Harry Truman, à Washington, Paris, 16 août 1945,” in *ibid.*, pp. 696-697.
- (7) 宮下「フランスと東アジア」二八頁。
- (8) 同上、三九―四一頁。
- (9) 楠綾子「吉田茂と安全保障政策の形成―日米の構想とその相互作用、1943―1952年―」（ミネルヴァ書房、二〇〇九年）、一三五頁。
- (10) 楠綾子「占領から独立へ1945―1952（現代日本政治史①）」（吉川弘文館、二〇一三年）、三二頁。
- (11) なお、「フランス連合」に保護領のチュニジアとモロッコは加わらなかった。
- (12) 宮下「フランスと東アジア」、四一―四五頁。
- (13) 清水聡「東ドイツと「冷戦の起源」1949―1955年」（法律文化社、二〇一五年）、一一六―一二七頁。
- (14) 楠「占領から独立へ」、一五六―一五八頁。
- (15) 遠藤乾「帝国を抱きしめて―「ヨーロッパ統合の父」ロジャーン・モネのアメリカン・コネクション―」『思想』一〇二〇号（二〇〇九年四月）、一六〇頁。
- (16) フランスの対日講和問題に関する対応については、本稿が依拠した次の拙稿で詳しく論じてある。宮下「フランスと東アジア」、五〇―五八頁。
- (17) 日本のGATT加入、そして三五条援用問題については、いくつかの優れた研究がある。次のものを挙げておく。赤根谷達雄「日本のガット加入問題―レジーム理論」の視角による事例研究」（東京大学出版会、一九九三年）、田所昌幸「戦後日本の国際経済秩序への復帰―日本のGATT加盟問題―」『国際法外交雑誌』第九二巻一号（一九九三年四月）、鈴木宏尚「池田政権と高度成長期の日本外交」（慶應義塾大学出版会、二〇一三年）。

「ポスト講和条約」の時期のGATT三五条の援用をめぐるフランスの対日外交については、本稿の執筆者の博士論文のなかで詳細に論じた。Myashita, “La France face au retour du Japon sur la scène internationale, 1945-1963,” Chapitre XI (pp. 613-658). 本稿では、そのうち一部を圧縮して論じた。

- (18) *Ibid.*, pp. 623-624.
- (19) *Ibid.*, pp. 625-628.
- (20) 鈴木『池田政権と高度成長期の日本外交』、一二八―一二九頁。
- (21) 田所「戦後日本の国際経済秩序への復帰」、六四頁。
- (22) 鈴木『池田政権と高度成長期の日本外交』、九〇―九四頁。
- (23) Myashita, “La France face au retour du Japon sur la scène internationale, 1945-1963,” pp. 637-639.
- (24) 鈴木『池田政権と高度成長期の日本外交』、一四八―一四九頁。
- (25) Myashita, “La France face au retour du Japon sur la scène internationale, 1945-1963,” pp. 644-656.
- (26) Maurice Vaisse, *La grandeur, Politique étrangère du général de Gaulle* (Paris : CNRS éditions, coll. «Biblio», 2013 [1998 chez Fayard pour la première édition]), p. 39. *ゆゑに*、本稿では取り上げなかったが、次のような事例もある。一九四〇年六月の自由フランス創設後、日本にその支部が設けられ、駐在フランス人がその運動の担い手となった。彼らが日本の治安当局に拘束され、戦後その補償をめぐり外交問題に発展した。この問題が解決するのも一九六四年である。この点については、以下を参照。Myashita, “La France face au retour du Japon sur la scène internationale, 1945-1963,” pp. 563-611. *ゆゑに*邦語で執筆した拙稿もある。宮下雄一郎「日仏間で消えた『戦争』の『傷跡』をめぐる話」【SYNODOS】(二〇一四年一月一六日)／電子マガジンURL : <http://synodos.jp/international/10848> (二〇一八年九月二日閲覧)。